

議案第69号

平成24年度亀山市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

平成24年度亀山市工業用水道事業会計未処分利益剰余金26,288,229円のうち5,000,000円を減債積立金に、10,000,000円を建設改良積立金に積立て、残余を繰り越すものとし、併せて平成24年度亀山市工業用水道事業会計決算について、別紙のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

平成25年8月29日提出

亀山市長 櫻井義之

別紙

平成24年度亀山市工業用水道事業会計決算書及び決算審査意見書

提案理由

剰余金の処分について地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求め、決算について同法第30条第4項の規定により議会の認定を求める。